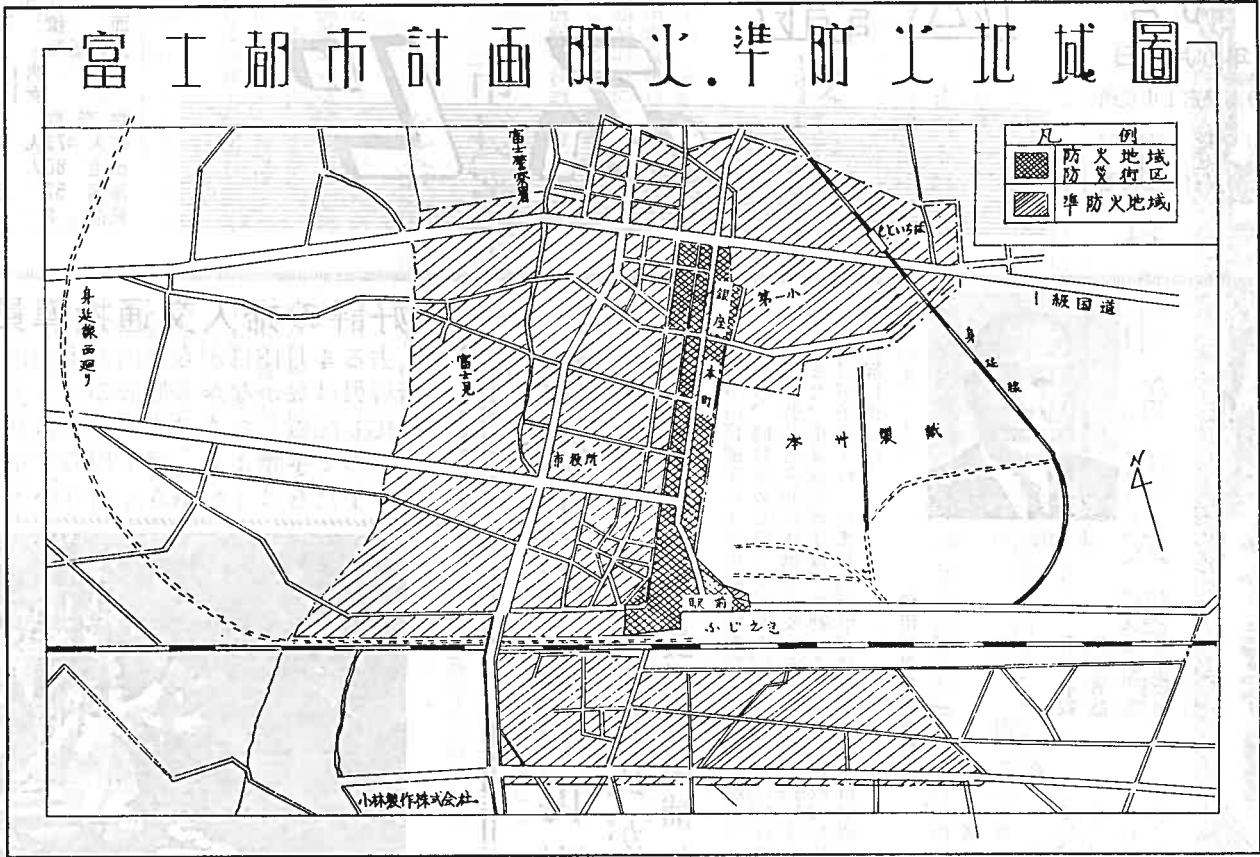


泰平一家



防火地域 防災街区に指定さる

対象面積約4・4ヘクタール

商店街(銀座)の近代化はかる

最近都市への人口集中により、都市建築は高層化され耐火建築の必要性が痛感されます。市では、防災、環境整備、商店近代化等の見地から従来の駅前から銀座までの商店街を防火地域に拡大決定し、あわせて耐火建築の促進をはかるため防災街区の指定を受けました。

なお、防火地域は、三月十一日、防災街区は、三月十五日からそれぞれ施行されておられ、対象面積は、防火地域が約四・四ヘクタール、準防火地域面積が約六・九ヘクタールとなっております。

耐火建築物を分譲

静岡県都市開発公社は、国および県、市の施策に即応して防災建築物の建設、建設敷地の整備、土地の合理的利用等、都市開発の促進をはかるため、耐火建築物の建設分譲と土地の取得分譲を行なっております。

(従来の建築資金とはほぼ同様なものです。)

◇分譲を行なう建物
原則として防災建築街区および防火地域、準防火地域内に建築する建物で地上三階以上で第一階の面積が百平方メートル以上の耐火建築物とする。

耐火建築物	防火地域	準防火地域	共同建築	別棟	分譲面積
単独	同	同	同	同	千四百平方メートル以上
併設	同	同	同	同	千四百平方メートル以上
併設	同	同	同	同	千三百平方メートル以上
併設	同	同	同	同	千三百平方メートル以上

防災建築街区造成 組合への補助額

防災建築街区指定区域内で防災建築物を建築する時土地に対して権利を持つ者が5人以上共同で防災建築街区造成法による組合を組織して市で計画した防災建築街区基本計画に基づき原則として5年以内に防災建築物を建築した者は次のように国県、市から補助金が交付されます。

補助される費用名	補助基本額	補助率
A 実施計画作成費 (事業の計画及び測量費用等)	1ヘクタール当り99万円	3%
B 建築設計費等 (建築設計料及び地盤調査費等)	Bに要した金額	3%
C 建築物等除却費 (既存建物の解体費用等)	Cに要した金額	3%
D 共同附帯施設整備費 (給水施設、排水施設、ガス施設、電気施設、通路施設、広場施設)	Dに要した金額	3%
E 仮設店舗等設置費 (営業又は居住のため工事期間中使用する為設置した建物の新築移設補助費)	Eに要した金額であるが制限がある	3%
F 附帯事務費 (事業のため要した事務費)	AからEまでの合計額の5%	3%

詳細については都市計画課へお尋ね下さい。



北保育園が開園

市立北保育園がよいよ5月2日開園の運びとなりました。この保育園は、市内中島地内の環境のよい場所に建てられ敷地面積は2,180平方メートル(661坪) 建坪472平方メートル(149坪)で工費は、約1,950万円を要しました。また入園児童数は定員100名となっております。(写真・立派にできあがった北保育園の全景)

- △分譲割賦金と利息
①償還は、元金均等の十ヶ月割賦払
②利息は年八分五厘
③債権、債務の管理費と
④昇降機
一機について四百万円以内で実際の施設費の範囲内
⑤土地
土地取得価額の六割以内
- △分譲割賦金と利息
①償還は、元金均等の十ヶ月割賦払
②利息は年八分五厘
③債権、債務の管理費と
④昇降機
一機について四百万円以内で実際の施設費の範囲内
⑤土地
土地取得価額の六割以内

して分譲割賦元金の各月残高に対し年千分の五に相当する手数料を毎月支払う

△譲渡物件の所有権
建物の建設工事は、公社の責任で実施し、工事が完了して、契約等の手続が終了次第、被分譲者(申込者)に引渡し、同時に所有権も申込者の名義とします。

ただし、分譲割賦金(融資金の償還が完了するまでは、公社が第一順位の低当権を設定します。)

△その他
くわしいことについては直接、市役所都市計画課へご連絡ください。

△こんな特点があります
防災建築街区内に建築される不燃耐火建築物は、つぎのように取扱われます。
△防火建築街区造成事業として、法に定める組合を組織して防災建築を行なうことができる
△前項の造成組合に対して国、県、市から左表に定める補助金が交付される。

△静岡県都市開発公社より分譲方式により大市な建築資金の融資が受けられる(別項参照)
△市税条例にもつき固定資産税が三年の間一部減額されます。
△建築基準法により敷地面積の全部に建築物が建築できます。

身体障害者に対する軽自動車税の減免についてお知らせ

このたび法の改正によりまして下肢不自由又は体幹不自由のため歩行が著しく困難である者が自ら使用する軽自動車等について、昭和41年4月1日以降の分より軽自動車税が減免されることになりました。

ついでにはつきに該当される方は、「下肢(体幹)不自由による軽自動車税減免申請書」を作成のうえ身体障害者手帳と運転免許証を添えて、市役所税務課まで提出して下さい。減免を受けることの出来る者下肢又は体幹

が不自由である為身体障害者手帳の交付を受けている者。(以下「下肢等不自由者」という)

◆減免の対象とされる軽自動車等。
下肢等不自由者が所有しかつもつばらその者が自ら運転する軽自動車等であること。

◆減免される軽自動車の台数一台に限る。
尚くわしいことについては税務課諸税係にお問合せ下さい。申請書の用紙は税務課に用意してございます。

富士市民合唱団の団員を募集



富士市民合唱団は、昨年11月、市音楽協会および市教育委員会のバックアップにより発足いたしました。

去る9月27、28日には、富士文化センターで発表会を開きましたが、なかなかの好評でした。

これを機会に市民合唱団をより充実させるために次の要領により団員

を募集します1人でも多く入団をおすすめします。

- ◇募集期間 5月19日迄
- ◇練習日 毎週木曜日午後6時30分
- ◇練習会場 富士公民館
- ◇会費 月150円(入会金100円)
- ◇申込み 練習場に直接、会場へお越し下さい。